

交通事故防止チラシ (一時停止編②)

止まれ



左の「止まれ」の標識があるところでは、必ず一時停止をして左右の安全を確認してください。

一時停止をしなかったために車と衝突して命を落とす自転車利用者の方が愛知県では、多く見受けられます。

一時停止しないとこんな結末になります。守ってください！



自分の命を大切にしてください。



一時停止しないと自転車も交通違反として検挙されます。



止まれ
STOP

道交法43条

一時停止の道路標識がある交差点では、一時停止しなければならない。

自転車も一時停止しないと交通違反になります。

※ 罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失の場合は、10万円以下の罰金

また、自転車の一時不停止違反は、自転車運転者講習制度対象の交通違反です。3年間でこの自転車運転者講習制度の対象の交通違反を2回以上犯すと、

「3時間の講習、講習代金6,000円」

を受講しなければいけません。受講しないとさらに罰則があります。

「止まれ」の標識のところで一時停止しないと交通事故により怪我をされたり、交通違反として検挙され何も良いことはありません。

「止まるべきところでは必ず止まる」を実践してください。お願いします。

